別表１

介護サービス提供基盤等整備事業費交付金（市町村事業）の交付基準額等一覧表（案）

(1)　地域密着型サービス等整備等助成事業

１　区分	２　交付基準額	３　対象経費
①　地域密着型サービス施設等の整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	ア　地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 　ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。
小規模な介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
小規模な介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円 × 施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800 千円 × 施設数	
介護予防拠点	11,000 千円 × 施設数	
地域包括支援センター	1,480 千円 × 施設数	
生活支援ハウス	44,100 千円 × 施設数	
緊急ショートステイ	1,480 千円 × 整備床数	
施設内保育施設	14,800 千円 × 施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
介護施設等の合築等		
実施要綱第２の２の(1)のエの(ｱ)の事業対象施設を合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の交付基準額×1.05	
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		
②　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム	1,400 千円 × 定員数	
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
③　災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	

④　災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 ×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
⑤　公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業（政令指定都市・中核市に所在する施設等に限る）		
定員29人以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
小規模な介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
小規模な介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円 × 施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800 千円 × 施設数	
介護予防拠点	11,000 千円 × 施設数	
地域包括支援センター	1,480 千円 × 施設数	
生活支援ハウス	44,100 千円 × 施設数	
緊急ショートステイの整備	1,480 千円 × 整備床数	
施設内保育施設	14,800 千円 × 施設数	
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
定員30人以上の広域型施設等		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

⑥　都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業（政令指定都市・中核市に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
⑦　中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業（中山間・人口減少地域等に所在する定員29名以下の施設等に限る。）		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
小規模な介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
小規模な介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円 × 施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800 千円 × 施設数	
介護予防拠点	11,000 千円 × 施設数	
地域包括支援センター	1,480 千円 × 施設数	
生活支援ハウス	44,100 千円 × 施設数	
緊急ショートステイの整備	1,480 千円 × 整備床数	
施設内保育施設	14,800 千円 × 施設数	
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

⑧　介護施設等の集約・再編支援事業		
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
定員29名以下の地域密着型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円 × 整備床数	
小規模な介護老人保健施設	69,200 千円 × 施設数	
小規模な介護医療院	69,200 千円 × 施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960 千円 × 整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
認知症高齢者グループホーム	41,500 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円 × 施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500 千円 × 施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800 千円 × 施設数	
介護予防拠点	11,000 千円 × 施設数	
地域包括支援センター	1,480 千円 × 施設数	
生活支援ハウス	44,100 千円 × 施設数	
緊急ショートステイの整備	1,480 千円 × 整備床数	
施設内保育施設	14,800 千円 × 施設数	
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円 × 整備床数	
介護施設等の合築等		
実施要綱第２の２の（１）のエの(ｱ)の事業対象施設を合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の交付基準額×1.05	
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000 千円 × 施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

※⑥及び⑧の事業実施後の介護施設等の所在地が、政令指定都市、中核市である場合は、本表に定める交付基準額に1.05を乗じた額を交付基準額とする。

(2)　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

１　区分	２　交付基準額	３　対象経費
①　介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費		
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円 × 定員数	ア　特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,200 千円 × 施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円 × 定員数 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所	17,400 千円 × 施設数	
小規模な養護老人ホーム	520 千円 × 定員数	
施設内保育施設	5,200 千円 × 施設数	

<table>
<tr><th>１　区分</th><th>２　交付基準額</th><th>３　対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">②　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員30名以上の広域型施設等
（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）</td><td rowspan="11">ア　介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な次に掲げる経費
・介護ロボットの購入及びリース契約に係る経費（設置工事費含む。）（通信費を含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
・タブレット情報端末、介護ソフト等（LIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフト、介護ソフトの利用料やリース費用を含む。ただし、開発に係る費用は対象外。）、通信環境機器等の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のメンテナンスは対象外）
イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</td></tr>
<tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="6">520 千円 × 定員数</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td></tr>
<tr><td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員29名以下の地域密着型施設等</td></tr>
<tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="8">520 千円 × 定員数

※ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。</td></tr>
<tr><td>小規模な介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>小規模な介護医療院</td></tr>
<tr><td>小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>8,640 千円 × 施設数</td></tr>
<tr><td>小規模な養護老人ホーム</td><td>260 千円 × 定員数</td></tr>
<tr><td>施設内保育施設</td><td>2,600 千円 × 施設数</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費</td><td rowspan="2">ア　介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。</td></tr>
<tr><td>介護予防拠点</td><td>124 千円 × 1箇所</td></tr>
</table>

			イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。

(3)　定期借地権設定のための一時金の支援事業

１　区分	２　交付基準額	３　対象経費	４　補助率
【本体施設】	対象施設ごと （設置主体が地方公共団体等であるものを除く。） 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路 線価評価の２分の１	ア　定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。	１／２
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】※			
地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

※ 実施要綱第４の２（４）の表の定める本体施設を整備する場合に、合築・併設施設を整備する場合においては、当該敷地についても交付対象とする。

（参考）実施要綱第４の２（４）に定める本体施設

定員29名以下の地域密着型施設等	定員30名以上の広域型施設等
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

(4)　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

<table>
<tr><th>１　区分</th><th>２　交付基準額</th><th>３　対象経費</th></tr>
<tr><td>①　既存施設のユニット化改修
（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、定員２９人以下の施設に限る）
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
介護医療院</td><td>・「個室→ユニット化」改修
1,480 千円 × 整備床数
・「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修
2,960 千円 × 整備床数</td><td rowspan="2">ア　特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</td></tr>
<tr><td>②　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修
（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては地域密着型特別養護老人ホームに限る）</td><td>906 千円 × 整備床数</td></tr>
<tr><td colspan="3">③　介護施設等の看取り環境の整備
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
介護医療院
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
4,330 千円 × 施設数
定員29名以下の地域密着型施設等
地域密着型特別養護老人ホーム
小規模な介護老人保健施設
小規模な介護医療院
小規模な養護老人ホーム
小規模な軽費老人ホーム
認知症高齢者グループホーム
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
4,330 千円 × 施設数</td><td rowspan="4">ア　特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</td></tr>
<tr><td colspan="3">④　共生型サービス事業所の整備
広域型施設等（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
通所介護事業所
短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所
1,290 千円 × 事業所数
地域密着型施設等
地域密着型通所介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
1,290 千円 × 事業所数</td></tr>
</table>

	短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所		

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1　区分		2　交付基準額	3　対象経費	4　補助率
政令指定都市・中核市に所在する広域型施設等（定員30人以上）及び地域密着型施設（定員29人以下）				
①　介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
簡易陰圧装置設置経費支援	対象施設	5,340　千円 ×知事が認めた台数	ア　簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。	1／3
	政令指定都市・中核市に所在する広域型施設等（定員30人以上）			
	特別養護老人ホーム			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅			
	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
	生活支援ハウス			
	地域密着型施設（定員29人以下）			
	地域密着型特別養護老人ホーム			
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模な養護老人ホーム			
	小規模な軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	小規模な有料老人ホーム			
	小規模なサービス付き高齢者向け住宅			
	小規模な短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
	小規模な生活支援ハウス			
②　介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	対象施設	1,240　千円 ×1か所	ア　感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交	1／3
	政令指定都市・中核市に所在する広域型施設等（定員30人以上）			
	特別養護老人ホーム			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	有料老人ホーム			
	サービス付き高齢者向け住宅			
	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	生活支援ハウス	7,410　千円 ×1か所		
	地域密着型施設（定員29人以下）			
	地域密着型特別養護老人ホーム			
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模な養護老人ホーム			
	小規模な軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
家族面会室の整備等経費支	看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,330　千円 ×施設・事業所		
	小規模な有料老人ホーム			
	小規模なサービス付き高齢者向け住宅			
	小規模な短期入所生活介護事業所、短期			

	援	入所療養介護事業所 小規模な生活支援ハウス		付する補助金。	

1　区分			2　交付基準額	3　対象経費	4　補助率
③　介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業					
	多床室の個室化経費支援事業	対象施設 政令指定都市・中核市に所在する広域型施設等（定員30人以上） 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 生活支援ハウス 地域密着型施設（定員29人以下） 地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な養護老人ホーム 小規模な軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な有料老人ホーム 小規模な短期入所生活介護事業所 小規模な生活支援ハウス	1,220　千円 ×定員数	ア　介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。	１／３

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

1　区分	2　交付基準	3　対象経費	4　補助率
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・ 中核市に所在する施設に限る） 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 定員29名以下の地域密着型施設等 地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。） 33㎡ ※ 上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	ア　特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ　上記アの経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。	１／３